

# 鯉ヶ浦漁業協同組合（内共22号）赤浦潟

## 1. 遊漁についての制限の範囲

### （1）漁具漁法の制限

竿釣：竿は2本以内に限る

夜間（日没から日の出まで）は、遊漁してはならない

### （2）遊漁期間

魚種	期間
こい	6月1日から翌年4月30日まで
わかさぎ	12月1日から翌年3月31日まで

### （3）禁止区域

区域	期間
鉄橋から赤浦潟水門の区域及び赤浦潟に注ぐ河川	通 年

### （4）全長の制限

魚種	全長
こい	21センチメートル
わかさぎ	4センチメートル

## 2. 遊漁料の額及びその納付の方法

遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
こい	竿釣	1日	300円
わかさぎ		1年	2,800円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

鯉ヶ浦漁業協同組合事務所（七尾市赤浦町ノ部131番地）

## 3. 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、次の区域内における川底をかくはんしてはならない。

赤浦潟全域